

CO・OP共済 健康づくり支援企画 Q&A集 (2022年9月版)

※ 応募要項には記載のない事項や、応募要項・各種フォームだけではわかりにくい事項について、Q & A形式で補足説明します。

	No.	質問	回答
支援要件	1	(取り組みの中心) 他団体提携型で実施する場合、取り組みの中心となるのは会員生協でなければならないのか？	取り組みの中心は会員生協でなくても問題はありませんが、各会員生協が主体性をもって取り組んでいただく必要があります。「企画書」「計画書・報告書」等は会員生協から提出する必要があり、また、支援金のお支払い先も会員生協となります。
	2	(複数の会員生協の協働) 生協間協働型で複数の会員生協が協働して実施する場合、企画書や計画書・報告書は各会員生協から提出する必要があるのか？	原則、各会員生協がそれぞれ提出してください。支援金を各会員生協にお支払いするため、「計画書・報告書」の予算・実績には自生協が負担する分をそれぞれ記入してください。
	3	(提携・協働相手の費用) 協働する他生協(会員生協以外の生協)や提携する団体が負担した費用も支援対象となるのか？	支援対象となるのは会員生協が負担した費用のみとなります。支援対象とする必要のある費用は会員生協が負担するようにしてください。
	4	(非会員の事業連合等との取り組み) 会員生協が非会員の事業連合・都道府県連等と取り組みを実施する場合、事業連合・連合会が負担した費用分の支援金を事業連合・連合会へ直接支払ってもらうことはできるか？	コープ共済連の会員ではない事業連合・都道府県連等へは、支援金を直接支払うことはできません(会計処理上、費用として支払えないため)。支援対象とする必要のある費用は会員生協が負担するようにしてください。会員生協が負担した費用のみが支援対象となります。
	5	(共同引受の共済事業連合による取り組み) 共同引受の共済事業連合がとりまとめてその複数の会員生協で同種の取り組みを実施する場合、共済事業連合が負担した費用分の支援金を共済事業連合へ直接支払ってもらうことはできるか？	支援金を共同引受の共済事業連合へ直接支払うことができます。詳しくは事務局にお問い合わせください。
	6	(都道府県連単独等の取り組み) 都道府県連等が単独で、または会員生協以外の生協と取り組みを実施する場合には支援対象となるのか？	都道府県連等はコープ共済連の会員ではないため、支援対象とはなりません。会員生協と協働して取り組んだ場合に、会員生協が負担した費用のみが支援対象となります。そのため、支援対象とする必要のある費用は会員生協が負担するようにしてください。
	7	(既存の取り組みへの支援可否) 支援対象となるのは、新規の取り組みだけか？ 会員生協ですでに実施している既存の取り組みは対象にならないのか？	新規の取り組みも既存の取り組みも支援対象となります。ただし、既存の取り組みについては、支援を受けることでその取り組みをどう発展させることができるのかを「企画書」「計画書・報告書」等に記入してください。

	No.	質問	回答
	8	(健康づくり以外の活動) 取り組みの全体のなかに健康づくりとは無関係な活動も含まれる場合であっても支援対象となるのか？	取り組みの全体のなかに健康づくりとは無関係な活動が含まれることは問題ありませんが、支援対象となるのは健康づくりに直接関わる活動のみとなります。
	9	(独立採算の要否) 「持続的な取り組みであること」とあり、また、企画時の「計画書・報告書(初年度)」では3年分の事業計画を記載する必要があるが、3年間で独立採算となる取り組みでないと支援対象とならないのか？ 支援がないと継続できない取り組みは支援対象とならないのか？	『意義・目的』に適った取り組みであることや「持続的な取り組みであること」などの支援要件を満たしていれば、独立採算とならない取り組みや支援がないと継続できない取り組みであっても支援対象となります。
支援内容～手続きの流れ	10	(支援上限額) 当生協の支援上限額はいくらですか？	「会員生協別支援上限額一覧」をご参照ください(または事務局にお問い合わせください)。この一覧は、本支援企画のウェブサイトには掲載していませんが、会員生協向けのグループウェア(ガルーン)には掲載しています。
	11	(複数の取り組みの申請) 1会員生協で複数の取り組みを申請する場合、企画書・計画書等はそれぞれ提出する必要があるのか？	関連の強い取り組みであれば1つの企画書・計画書等をご提出ください。関連の弱い取り組みであればそれぞれ企画書・計画書等をご提出ください。いずれであっても、複数の取り組みを実施する場合には、その会員生協がどのような「健康づくり」をめざすのか、全体としてのコンセプトを企画書・計画書や添付資料等に明記してください。
	12	(予算超過の場合) 取り組みの結果、ある費用の実績が申請時の予算を上回った。この場合、支援してもらえるのは予算額までか実績額までか？ また、費用総額の実績が申請時の予算を上回った場合はどうか？	費用総額の実績が予算を超過した場合は、お早めに事務局にご連絡ください。単体の予算項目の超過については、別紙「支援金精算時の判断基準」をご確認ください。この別紙は、本支援企画のウェブサイトには掲載していませんが、会員生協向けのグループウェア(ガルーン)には掲載しています。
	13	(支援金の支払時期①) 支援金の振込みが4/10頃では精算が年度をまたいでしまうのではないのか？	一般的には、各会員生協にて年度末に立替金(未収金)計上していただければ、4/10頃の振込みであっても年度内に精算することができます。
	14	(支援金の支払時期②) 支援金を4/10頃ではなく年度内(3月末まで等)に振込んでもらえないか？	2/20までに発生した費用は、必要書類を作成して3/10までに到着するようにご提出ください。2/10までに届いた場合には3/10に振込み、2/11～3/10に届いた場合には4/10に振込みます。なお、2/21～3/20に発生した費用については、3/20書類必着で4/10に振込みます。詳細は応募要項をご参照いただき、ご不明点や上記以外の対応を希望される場合は、事務局までご連絡ください。